

農業・農村政策の一体的な推進による 食料安全保障の確立等に関する特別決議

令和5年11月15日

全 国 町 村 長 大 会

農業・農村政策の一体的な推進による 食料安全保障の確立等に関する特別決議

我が国の農業は、国民の生命を支える食料の供給や国土や環境の保全等、様々な役割を果たしている。

一方で、国際情勢の悪化や気候変動、生産資材価格等の高騰は、食料の安定供給の確保のほか、担い手の減少等厳しい状況に置かれている我が国の農業の将来に、一層深刻な影響を与えている。

こうした状況にあって、現在、「国民一人一人の食料安全保障の確立」等を目指した、食料・農業・農村政策と、その指針となる食料・農業・農村基本法が見直されようとしている。

全国町村会は、かねてより農業政策と農村政策を一体的に検討することを強く主張してきた。

中山間地域を含む農村は、農業の基盤であることはもとより、人々が暮らすことによる自然資本の管理を通じて、経済活動のみならず、国土の保全や生態系の維持等に多大な貢献をしている。

また、歴史や伝統、文化、美しい景観を育んできた人々の心のよりどころでもある。

このような国家の礎である農業・農村を絶対に衰退させてはならない。

よって、食料・農業・農村政策および基本法の見直しにあたっては、全国 926 町村長の総意として下記の事項の実現を強く求める。

記

- 一 産業政策と地域政策が「車の両輪」であることを堅持し、農業政策と農村政策の一体的な推進によって食料安全保障の確立を図ること。
- 一 田園回帰の流れを汲み取った多様な担い手の確保や所得機会の創出、定住条件の整備等、農村政策を抜本的に強化すること。
- 一 鳥獣被害対策を基本法に位置付け、総合的かつ効果的な対策を継続的に実施すること。
- 一 農村環境や農村景観の維持・保全を基本法に位置付け、必要な対策を講じること。

以上決議する。

令和5年11月15日

全国町村長大会